

奈良県告示第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、四条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十五年五月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	松本 好男	橿原市四条町四七一―三
〃	松浦 平和	〃 三四七
〃	中山 善広	〃 三三一―二
〃	辰巳 勝美	〃 二〇七―二
〃	高木 猛	〃 七〇〇
〃	浅田 秀之	〃 四八九
監事	牧本 雅生	〃 四八五
〃	宮下 茂	〃 六七八
〃	浅田 昭史	〃 五〇七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	浅田 善嗣	橿原市四条町三六〇
〃	浅田 芳正	〃 三五八―一
〃	宮下 啓一	〃 四八〇―二
〃	中谷 洋文	〃 二〇四
〃	牧本 雅生	〃 四八五
〃	高木 慶治	〃 六八三
監事	松井 光男	〃 二〇二
〃	喜多 治	〃 五五三
〃	中山 資郎	〃 四五三